



情報館 ③ 生活応援事業(ギフト券配布)

長寿社会課 ☎382-7935 📠382-7607 ✉chojushakai@city.suzuka.lg.jp
障がい福祉課 ☎382-7626 📠382-7607 ✉shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp

生活応援のためのギフト券を配布します

エネルギーや食料品などの価格高騰が生活に影響を及ぼしていることから、市独自の生活応援事業として、高齢者や障がい者の皆さんに対して、買い物などに使用できるギフト券を配布します。



配布するギフト券

各対象者に対して、JCBギフトカード3,000円分(1,000円分×3枚)を配布します。



ギフト券が配布される方

障がい者生活応援事業

担当課：障がい福祉課

対象

令和5年6月1日時点において、鈴鹿市の住民基本台帳に記載されている方で、次のいずれかの有効な障害者手帳を所有している方

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

※障害者手帳の有効期限が切れている方は、令和5年8月31日(木)までに申請手続きを行い、令和5年6月1日にさかのぼって有効となれば対象になります。

高齢者生活応援事業

担当課：長寿社会課

対象

令和5年6月1日時点において、鈴鹿市の住民基本台帳に記載されている方で、昭和34年4月1日以前に生まれた方



※障がい者生活応援事業、高齢者生活応援事業の両方で対象になる方は、事業ごとにそれぞれギフト券を配布します。

ギフト券の配布方法

配布対象者宛てに簡易書留で郵送します。受け取りに当たっての申請は不要です。

配布時期

ギフト券は、8月末に郵便局へ持ち込み、9月中に対象者の方へ順次お届けする予定です。

※郵便局員の配達時に不在の場合は、不在連絡票を郵便受けに入れますので、所定の期間内に郵便局へご連絡ください。

以下の場合はお問い合わせください

- ・郵便局の保管期間内に再配達依頼ができなかった方
- ・配布対象者にもかかわらず、10月になってもギフト券が届かない方
- ・代理受領を希望される方
- ・住所地特例などで、鈴鹿市以外の自治体で障害者手帳の交付を受けている方

